

## はじめに

### (1)計画作成の背景と目的

本市は、昭和 30(1955)年代から昭和 40(1965)年代にかけて、香里団地やくずはローズタウンが完成するなど、計画的な住宅整備や駅前開発などが行われ、高度経済成長期の終焉頃の昭和 45(1970)年から昭和 55(1980)年にかけて、他都市からの人口流入により、総人口が急速に増加し、それに伴い住宅地を中心とした市街地が拡大してきました。

総人口は、昭和 50(1975)年代に約 35 万人を超えて以降、近年に至るまで緩やかに増加しつづけ、平成 22(2010)年においては約 41 万人となりました。

こうした人口増加とともに、多くの市民が生活し、住みやすく良好な居住環境の住宅地などを有した都市へと発展を遂げました。

これまで増加の一途をたどっていた総人口は、既に減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所や本市が実施した人口推計によると、将来的に総人口は緩やかに減少していくとともに、少子高齢化が進展していくことが推計されており、これまでにない局面を迎えつつあります。

こうした社会情勢の変化などに対応するため、本市の最上位計画として平成 27(2015)年度に策定した「第 5 次枚方市総合計画」では、「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」をめざすまちの姿とし、あらゆる部門からの施策を展開することとしています。

国においては、全国的な人口減少・少子高齢化などを背景にして、平成 26(2014)年に都市再生特別措置法を改正し、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として、都市再生基本方針に基づき、立地適正化計画を作成することが可能となりました。

この立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を適切に誘導することによる集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、コンパクトなまちづくりと交通施策などとの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画となっています。

こうしたことから、都市計画法第 18 条の 2 に基づき市の都市計画の基本的な方針を示す「枚方市都市計画マスタープラン」について、コンパクトで計画的な都市づくりなど、本市のこれからの都市づくりの指針となるよう改定を行うとともに、それに併せて立地適正化計画の作成を行います。

この計画においては、「枚方市都市計画マスタープラン」で示されためざすべき将来都市像などを踏まえて、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住及び都市機能の誘導に必要な事項などについて位置づけを行います。

また、本市においては、枚方市 SDGs 取組方針を策定し、SDGs の達成に向けた取り組みを推進しています。SDGs（持続可能な開発目標）は、令和 12(2030)年のあるべき姿を「誰一人取り残さない」としており、「第 5 次枚方市総合計画」のめざすまちの姿と親和性が高く、立地適正化計画における都市全体の観点からのまちづくりの取り組みは、SDGs の環境・社会・経済の 3 側面における統合的な取り組みにつながります。そのため、立地適正化計画に基づくまちづくりにおいて、SDGs 達成に向けた取り組みを推進していきます。

## 《立地適正化計画制度の概要》

### ◆立地適正化計画制度の背景

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住の低密度化が進めば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスの提供が将来的に困難な状況になります。

また、大都市では、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されます。さらに、近年の自然災害の頻発・激甚化等を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりが強く求められています。加えて、人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化に加え、大都市、地方都市を問わず、社会資本の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政制約の下で老朽化への対応もあわせて求められています。

このような中で、出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりを推進すること等が求められており、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要となっています。

### ◆立地適正化計画で定める主要な事項

#### ・立地適正化計画区域

計画の対象区域(都市計画区域が対象となる)

#### ・基本的な方針

住宅及び都市機能増進施設(医療、福祉、商業などの利便などのために必要であって都市機能を増進する施設)の立地の適正化に関する基本的な方針

#### ・居住誘導区域

市街化区域内で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、公共交通や都市機能が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

#### ・居住のために必要な事項

居住誘導に必要な事項として、居住環境の向上、公共交通の確保、都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき事項など

#### ・都市機能誘導区域

居住誘導区域内で、医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を都市拠点に誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

#### ・誘導施設

都市機能誘導区域内に誘導する医療・福祉・商業などの都市機能増進施設

#### ・誘導施設を立地させるための必要な事項など

#### ・都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)に関する事項

○その他、以下の事項について立地適正化計画に記載することができるとされています。

- ・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業で、市以外の者が実施する事業
- ・駐車場配置適正化区域等

都市機能誘導区域内で、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために駐車場の配置の適正化を図るべき区域や、駐車場の配置及び規模に関する事項

- ・老朽化した都市計画施設の改修に関する事項に関する事項
- ・災害の発生のおそれのある区域に既に立地している住宅や誘導施設について、居住誘導区域等への移転を促進するための事業に関する事項
- ・住宅地の跡地などの管理区域等

居住誘導区域外の住宅地の跡地の面積が増加しつつある区域で、跡地及び跡地の樹木の適正な管理をする区域や指針

### ◆立地適正化計画に関連して都市計画に定めることができる地域地区

- ・居住調整地域

立地適正化計画の対象区域内で、市街化調整区域を除く居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域

- ・特定用途誘導地区

都市機能誘導区域の内、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を誘導する必要があると認められる区域

- ・居住環境向上用途誘導地区

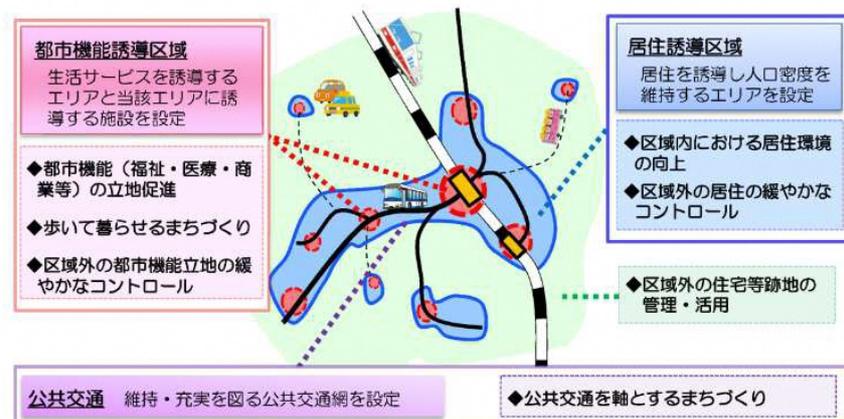
居住誘導区域内において、立地を誘導すべき生活利便施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う区域

### ◆都市計画法の特例

立地適正化計画が公表されたときは、その基本的な方針は市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の一部とみなされます。

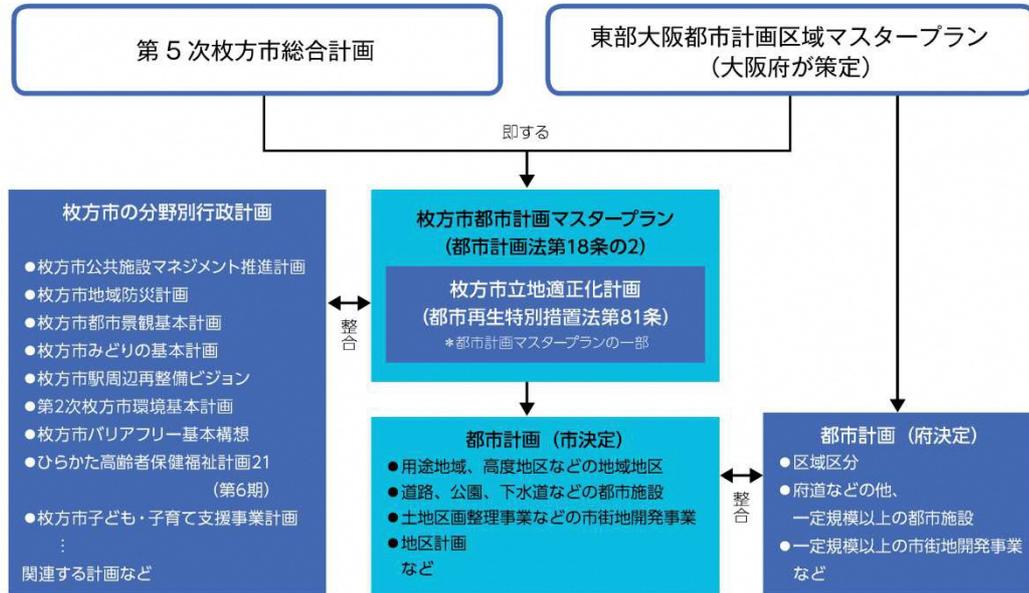
### ◆計画の評価

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに、記載された施策の実施の状況などの調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。



《国が示す立地適正化計画のイメージ図》

## (2)計画の位置づけ



### 【計画の位置づけ】

都市再生特別措置法第81条において、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために立地適正化計画を作成することができるとされており、本市では、市の都市計画の基本的な方針を示す「枚方市都市計画マスタープラン」の一部とみなす計画として「枚方市立地適正化計画」を作成します。

### 【上位計画との関係】

大阪府が定める東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示した広域のマスタープランである「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第5次枚方市総合計画」を上位計画とし、関連する事項について他の分野別行政計画と整合を図ります。

## (3)上位計画等

### 1) 東部大阪都市計画区域マスタープラン

(東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

東部大阪都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、「大阪府国土利用計画(第四次)」に適合させた上で、東部大阪都市計画区域における都市計画の基本的な方針などを定めたもので、大阪府や市町村が定める都市計画や、市が都市計画に関する基本的な方針として定める都市計画マスタープランは、東部大阪都市計画区域マスタープランに即することとされています。

東部大阪都市計画区域マスタープランは、平成18(2006)年に大阪府都市計画審議会から「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申を受け、それを踏まえて、改定されています。

東部大阪都市計画区域マスタープランは、広域的な観点から都市計画の方向性を示しており、本格的な人口減少社会の到来など、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政投資を効率的に行い、都市活力を維持するため、これまでの成長社会に対応するため市街地を拡大してきた方針を転換し、市街地の拡大を抑制するなどの基本的な方針が示されています。

また、平成28(2016)年3月に区域区分の決定に関する方針に係る部分などの改定が行なわれ、令和2(2020)年10月には、目標年次を迎えたため、人口、産業の現状及び将来の見通しと近年の社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改定されています。

### 2) 第5次枚方市総合計画

第5次枚方市総合計画は、基本構想と基本計画で構成されており、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定するにあたっては、総合計画との整合性を図ることなどとなり、この計画が本市の最上位計画として策定されています。

総合計画では、「めざすまちの姿」を「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」とし、効率的にコンパクトなまちづくりを進めるなど、少子高齢化や人口減少に応じた施策を展開することにより、より暮らしやすいまちづくりを進め、更なるまちの魅力の向上を図り、人口減少社会においても発展し続けるまちづくりを進めることとしており、防災、健康、子育て、都市基盤、環境などの様々な部門についての施策などを位置づけています。

### 3)枚方市都市計画マスタープラン

枚方市都市計画マスタープランにおいて、人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中でも、長期的に都市の活力を維持し、持続的に発展する都市の実現に向けて、めざすべき将来都市像や、都市づくりの基本方針などについて示しています。

#### 《枚方市都市計画マスタープランの将来都市像等(抜粋)》

## 将来都市像

まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市

## 基本方針

- 1 便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり
- 2 都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり
- 3 安全安心の都市づくり
- 4 水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくり

## めざすべき都市構造

本市の自然や地形については、西に淀川、東に山地、北と南に丘陵があり、東西に船橋川、穂谷川、天野川が流れています。これらの特徴を踏まえた都市づくりを進めます。

市内には、淀川沿いに走る京阪本線や天野川沿いに走る京阪交野線及び市の東部を南北に走るJR学研都市線の3本の鉄道網と12の鉄道駅を有し、主要な鉄道駅を中心としたバス路線がネットワーク化されています。

鉄道やバスなどによりもたらされる交通利便を生かし、公共交通を軸とした都市の形成を促進していくために、鉄道駅などの周辺においては、周辺地域の中心となる都市拠点を配置し、それぞれの特性に応じて居住及び都市機能の集積を図るなど、計画的な都市づくりを進め、集約型都市構造の実現をめざします。

都市拠点においては、それぞれの特性や地域資源の活用を図りながら、拠点相互の連携と都市機能の集積などにより、医療などの各種サービスの提供が図られるとともに、多くの人々が訪れ交流することにより賑わいと魅力ある拠点の形成を促進します。

新名神高速道路や第二京阪道路、国道1号などの大都市圏をつなぐ広域的な幹線道路や、都市拠点などを結ぶ幹線道路の道路ネットワークは、市内外の交流を促進させる経済産業の大動脈となり都市の骨格を形づくる「都市間交流軸」として充実を図ります。

都市間交通を担う鉄道網と、都市拠点などを結ぶバス路線網による公共交通ネットワークにおいては、相互の結節性を高めるとともに、計画的な都市づくりとの連携によって公共交通を持続させ、都市拠点間や生活圏域などからの移動を支える「生活交流軸」として充実を図ります。

### (集約型都市構造の実現に向けて)

居住や医療、福祉、商業などの都市機能の誘導、持続可能な公共交通の確保などに関する事項を位置づけた立地適正化計画を作成し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の計画的な都市づくりを進めます。



## (4)計画期間

本計画は、枚方市都市計画マスタープランで示された将来都市像を踏まえ、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針などを示し、概ね10年後(令和8(2026)年度)までに実現させていくべき必要な事項などを定めるため、目標年次を令和8(2026)年度とし、計画期間を平成29(2017)年度から令和8(2026)年度の10年間とします。

なお、計画期間内におきましても、社会情勢の変化や都市の課題などに対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

## (5)将来の人口

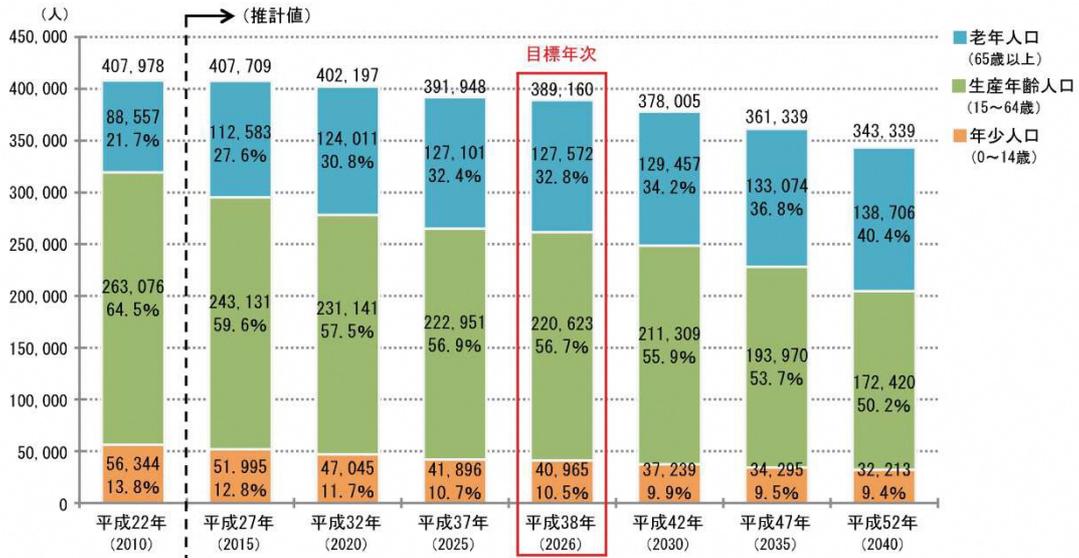
本市の将来の人口 約39万人(令和8(2026)年度)

◆将来人口の推計について

本計画では、現実的な推計値に基づいた検討を行うため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月)」や、本市が行った「枚方市 人口推計調査報告書(平成26(2014)年1月)」の推計値を参酌しました。

○国立社会保障・人口問題研究所 推計値

「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月より)」



○枚方市 推計値「枚方市 人口推計調査報告書(平成26(2014)年1月より)」

